

令和4年6月13日

小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業

募集要項に関する質問書への回答

番号	資料名	頁/枝番	項目番号等					項目名	内容	回答
1	入札説明書	15	第4章	2	2.8 2.9	2) 4)	(4)	提出書類	提案概要書及び事業提案書のCD-R/RW2セットは、正本を1セット、副本を1セットの計2セットを提出するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、副本分のCD-R/RWIには、副本用として作成した社名等を入れていないデータを格納してください。
2	入札説明書	15	第4章	2	2.9	4)		事業提案書	提出用ファイルはA4縦型2穴ファイルに綴じ、A3は折込とすることでよろしいでしょうか。その際、ファイル閲覧の容易性を考慮し、(2)技術提案書(様式第9号)のみを分冊とすることは可能でしょうか。	提出用ファイルは、A4縦型2穴ファイルに綴じ、A3は折込としてください。 また、(2)技術提案書(様式第9号)のみの分冊は認めます。
3	入札説明書	15	第4章	2	2.9	4)		提出書類	A4版フラットファイルとありますが、ページ数を考慮して、いわゆるパイプ式ファイルで提出しても差し支えないでしょうか。	パイプ式ファイルでの提出は問題ありません。
4	入札説明書	15	第4章	2	2.9			提出書類	ページに関する指定の記載はないようですが、こちらでページ数を振っても差し支えないでしょうか。	提案書類には、様式ごとにページ番号を付してください。
5	入札説明書	18	第4章	3	3.1	2)	(3) ②	開札	開札の立会いに関する委任状が様式第16号となっておりますが、様式第14号と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	入札説明書	19	第4章	3	3.2	2)	(1)	特別目的会社の設立	「運営事業者が設立する特別目的会社の所在地は、構成市町内とすること。」とありますが、建設期間中及び運営期間中の特別目的会社の本店所在地は本施設内としても宜しいでしょうか。	問題ありません。
7	入札説明書	27	添付資料-2	2	2.1	表4		電力費(従量料金)	運営費の構成の内、運営変動費の運転経費の項目に電力費(従量料金)が分類されておりますが、電力費(従量料金)がごみ処理量に応じて変動しない場合は固定費に計上しても宜しいでしょうか。	電力費(従量料金)がごみ処理量に応じて変動しない場合は、その理由及び電力費算出根拠を明らかにしたうえで固定費に計上しても問題ありません。
8	入札説明書	27	添付資料-2	2	2.3	2)	(1) ②	補修費用	「補修費用については、第2期から第5期まで各期で平準化し、～」とありますが、第2期から第5期の全期間において補修費用を平準化することは可能と理解して宜しいでしょうか。	入札説明書、また、様式集(Excel版)の様式第10-6号(記載例)に記載のとおり、各期で平準化するようにしてください。
9	入札説明書	28, 29	添付資料-2	2	2.4	2)		運営費の改定	ロシア・ウクライナ情勢等の世界情勢による急激な原油・ガス等の物価値上がり影響は、年1回の物価変動協議では見込むことができないため、世界情勢等の影響による急激な物価上昇時は都度協議可能とさせて頂けますでしょうか。	入札説明書P.29の4)その他例外的な見直しに記載のとおり、年1回の改定が適当でないとは組合が認めた費目については、組合と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとします。
10	入札説明書	35	添付資料-3	2	2.3	1)		提案焼却残渣発生量の算定	「算定式は民間事業者の提案によるが、要求水準書第3章第7節に定める運営事業者が行う測定項目(計量証明書があるもの)以外のデータを使用することはできない。」とありますが、DCS演算値など合理的かつ客観的に証明することができれば計量証明書の無いデータを使用することは可能と理解して宜しいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとし、計量証明書がある測定データに基づく算定式が実情に沿わず、DCS演算値等の計量証明書があるもの以外のデータが焼却残渣発生量に影響しており、当該データの妥当性及び当該データを使用した焼却残渣発生量の算定することを組合が適切と認める場合は、組合及び運営事業者で協議を行い、合意に至れば、計量証明書の無いデータを使用することを認めるものとします。
11	入札説明書	36	添付資料-3	2	2.4	1)	(2)	提案地元企業発注金額未達の場合の措置	減額の措置は、当該年度(単年度)における実績地元企業発注金額の確認とありますが、「提案金額を上回った場合の事業者の努力成果への評価」、「消極的な提案金額を避ける」、「機器劣化状況による補修時期の変更に伴う地元企業への発注年度の繰越しの可能性」の3点の観点から運営期間の最終年度もしくは5年毎等の累積確認とさせて頂けませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
12	要求水準書	2	第1章	第2節	5			事業用地及び整備範囲	土壤汚染調査未実施範囲に関して、位置及び面積をご教示下さい。 また、土壤汚染調査未実施範囲に汚染土壌は存在しないと理解して宜しいでしょうか。	土壤汚染調査未実施範囲は、要求水準書の添付資料15-(1)の図2-5に記載のとおりです。参考として、粗大ごみ処理施設解体等工事における法第4条届出書及び調査地点図を入札参加者のみに提供します。土壤汚染調査未実施範囲に汚染土壌が存在する可能性があるため、要求水準書P.2の5 事業用地及び整備範囲に記載のとおり、土壤汚染調査未調査範囲は整備範囲から除くことを基本とし、設計により調査未実施範囲の工事が必要な場合は必要な調査、対策、申請等を行ってください。
13	要求水準書	3	第1章	第2節	9	9.1		全体計画基本方針	現資源物ヤードは本建設工事竣工後も貴組合で使用予定と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、新資源物ヤード竣工後の場合に限り、使用を希望する場合、協議に応じます。
14	要求水準書	3	第1章	第2節	8	8.1	2)	付属棟の取扱いについて	「本施設のうちごみ計量棟、直接搬入ごみ一時保管設備については、2025(令和7)年3月31日までに竣工させるものとする。」とありますが、それらの棟については部分竣工・引渡しという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

15	要求水準書	3	第1章 第2節	8	8.2	2)	業務期間	工事着手時期は設計期間等を調整し、工事着手日を計画する事と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、交付金手続き等に支障が無いよう調整願います。
16	要求水準書	4	第1章 第1節	9	9.2	3)	全体配置計画	「見学者エリアは、第1期焼却施設の見学エリアと一体的に利用する。」とありますが、第1期施設と一体的に利用し見学者に対して効果的に環境教育を行うために、第1期施設の見学者エリアに対し軽微な改造を実施しても宜しいでしょうか。	要求水準書P.195の4.1 第1期焼却施設改造工事に記載のとおり、より安全かつ効率的な配置・動線計画を提案し、必要な改造工事を実施することも可としますが、第1期施設の運営に支障が生じないようにしてください。
17	要求水準書	4	第1章 第2節	9	9.2	5)	全体配置計画	「～浸水対策として2.2m程度の盛土を行い、～」とあります。添付資料16-(1) p2 1.3 1) ②に周囲の道路より2m以上高くする記載がありますが、市道4556号線北西角の道路レベルが22.7となっております。添付資料16-(1) p2 1.3 1) ①24.20mを正と理解して宜しいでしょうか。	添付資料16-(1) p2 1.3 1) ①24.20mを正としてください。
18	要求水準書	5	第1章 第2節	9	9.4	5)	運営計画	「組合が行う160t焼却施設撤去・解体、新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所整備に対し、運営事業者は必要な協力を行う。」とありますが、想定されている協力内容についてご教授下さい。	新資源物ヤード・災害廃棄物第2次集積所の整備計画に対する助言の提供、当該工事の工事請負業者が行う作業への協力、組合が行う新資源物ヤード・災害廃棄物第2次集積所の補修・更新作業への協力等を想定しています。
19	要求水準書	5	第1章 第2節	9	9.3	4)	工事計画	「必要な時期に雨水調整池を設ける。」とありますが、添付資料16-(7)p85 7.2に第一階段に先ず調整池の工事を行う記載があります。調整池の工程は提案として宜しいでしょうか。	雨水調整池の設置時期は提案を可としますが、実施設計時に、関係機関（小山市上下水道施設課等）と調整のうえ、最終決定することとします。
20	要求水準書	5	第1章 第2節	9	9.3	5)	目標クライテリア	既存煙突の構造耐力の安全性等を確保できる補強工事の実施において、「長周期地震動に対する所要の耐震性」とありますが、長周期地震動に対する具体的な目標クライテリアはございますでしょうか。	長周期地震動に対する具体的な目標クライテリアは特に設定していませんが、関係法令等を遵守するようにしてください。
21	要求水準書	6	第1章 第3節	5			緑地率	敷地西側内にソーラーパネルがありますが、環境施設に含むことは可能と理解して宜しいでしょうか。	ソーラーパネルは環境施設に含めないこととします。
22	要求水準書	6	第1章 第3節	3			資料1 事業用地・整備 範囲図	2期事業用地にあった粗大ごみ処理施設の杭は全て撤去されていると理解して宜しいでしょうか。	粗大ごみ処理施設の杭は全て撤去されていますが、旧施設の杭等が残置されています。地中埋設物に係る資料は、後日入札参加者にのみ提供します。
23	要求水準書	6	第1章 第3節	3			資料1 事業用地・整備 範囲図	2期事業用地に残置されているものは、観測井戸X4ヶ所と敷地北側に残置されている既設柵と人孔及び、その接続埋設配管のみと理解して宜しいでしょうか。	整備範囲に残置されているものに関する資料を入札参加者にのみ提供します。
24	要求水準書	6	第1章 第3節	3			資料1 事業用地・整備 範囲図	事業用地整備範囲に残置されている立ち枯れた草類・投棄されたごみ等の撤去は別途と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、提示資料以外の地下埋設物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議することとします。
25	要求水準書	6	第1章 第3節	3			資料1 事業用地・整備 範囲図	西側市道4556号線から現資源ストックヤード敷地内を通る工事用車両搬入出路を計画していますが、それらの部分に置かれている資機材は通路作成時には撤去頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、実施設計時の協議とします。
26	要求水準書	6	第1章 第3節	3			資料1 事業用地・整備 範囲図	敷地南西部に設置予定の雨水調整池付近に置かれている資機材は調整池造成前に移動されていると理解して宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、実施設計時の協議とします。
27	要求水準書	6	第1章 第3節	3			資料1 事業用地・整備 範囲図	敷地南西部側から入退出出来ない大型トレーラー等の工事車両は、敷地南側にある市道39号線側からの搬入出路を計画していますが、付近に置かれている資機材は工事着手前に移動されていると理解して宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、実施設計時の協議とします。
28	要求水準書	6	第1章 第3節	5			緑化率	「緑地面積率10%以上」とありますが、樹種や緑地と見なされる部分など基準は工場立地法によるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	6,7	第1章 第3節	5			土地利用規制 緑化率	緑地面積率 10%以上 環境施設面積率 15%以上（工場立地法（工場立地に関する準則））の整備時期は、災害廃棄物第2次集積所の整備完了時と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	7	第1章 第3節	7	7.2		用水	「既存井戸は160 t 施設解体に伴い撤去されることから、井水は、新たに整備する井戸2 基から引き込みを行うこと。」とありますが、プラント用水として設計に用いる井水水質をご提示頂けますでしょうか。	入札参加者にのみ資料を提供します。
31	要求水準書	7	第1章 第3節	7	7.2		用水	「上水の取り合い点を、資料5 上水・井水整備状況に示す。」とありますが、資料5に記載が見当たらないためご教授下さい。	入札参加者のみに図面を提供します。

32	要求水準書	7	第1章 第3節	5			土地利用規制	河川区域から15mまでが保全区域に指定されていることから、調整池設置位置も南西側の道路沿で掘込式の調整池になり、河川の2Hルールに該当しますでしょうか。 該当する場合、池位置の全体移動又は調整池の深さを深くして、2Hルールの範囲から離れた位置に設けなければならない場合があります。考え方をご教授下さい。	要求水準書の添付資料2に示す調整池設置位置は、河川の2Hルールに該当します。より適切な位置、構造等の提案は可能ですが、関係機関との調整、また、必要に応じて許認可手続きが求められます。詳細は、要求水準書の添付資料16 第2期エネルギー回収推進施設造成基本設計（設計計算書）（令和4年3月）を参照願います。	
33	要求水準書	8	第1章 第3節	7	7.6		排水	「下水取り合い点を資料5 上水・井水整備状況に示す。」とありますが、資料5に記載が見当たらないためご教授下さい。	No. 31に回答のとおりです。	
34	要求水準書	8	第1章 第3節	7	7.5		電話・インターネット	「～NTT東日本との協議によるものとし～」とありますが、費用算出のために入札期間中も協議可能と理解して宜しいでしょうか。	入札期間中の協議は可能ですが、組合は一切の責任を負わないこととします。	
35	要求水準書	10	第1章 第4節	5			搬出入車両	灰等搬出車両にトレーラの記載があります。添付資料16-(6)図3-2-2車両軌跡検討平面図にトレーラが使用されおられます。第1期焼却施設も含めプラットホームに進入する検討がされていますが、トレーラは搬入しないと理解して宜しいでしょうか。	トレーラはプラットホームには搬入しないものと想定していますが、動線計画によります。	
36	要求水準書	19	第1章 第4節	13	13.2		災害対策	非常時の用水確保の生活水に関し、その方法は事業者提案と理解して宜しいでしょうか。	事業者提案は可としますが、実施設計時に、関係機関（小山市上下水道施設課等）と協議のうえ、最終決定することとします。	
37	要求水準書	19	第1章 第4節	15	15.2		耐水性	バンドキャップ、フードの換気口など、水害による水が建屋に侵入する恐れのある開口についてはすべて現況地盤から5m以上に設置するものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
38	要求水準書	25	第1章 第5節	7	7.5	13)	その他の関係法令等	職場における喫煙対策のためのガイドラインが明記されていますが、喫煙所を敷地内に設置する計画と理解して宜しいでしょうか。	喫煙所の必要性は入札参加者で判断のうえ提案してください。	
39	要求水準書	27	第2章 第1節	1	1.4		敷地造成工事	雨水排水（幹線の付け替えを含む）の本工事範囲は、資料02施工計画図P3/4の工事中エリア（災害廃棄物第2次集積所および新資源物ヤード整備エリア）は除くものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、資料02施工計画図P3/4の工事中エリア（災害廃棄物第2次集積所および新資源物ヤード整備エリア）の雨水排水は、本工事で設置する雨水排水路に合流のうえ排水する計画ですので、合理的な計画・設計としてください。	
40	要求水準書	27	第2章 第1節	1	1.4		敷地造成工事	「～事業用地内（一部市道）にある雨水幹線の付替えを行い、～」とありますが、一部市道部分の付け替え必要箇所をご教授下さい。	必要箇所は特に規定はありませんが、許容放流量を超過することのないよう設計願います。詳細は、要求水準書の添付資料16 第2期エネルギー回収推進施設造成基本設計（設計計算書）（令和4年3月）を参照願います。	
41	要求水準書	28	第2章 第1節	2	2.4	3)	地下埋設物撤去工事	地下埋設物の位置及び内容が示された資料をご提示頂けますでしょうか。 別途資料ご提示が無い場合、添付資料1～16に記載があるもの以外の地下埋設物は無いと理解して宜しいでしょうか。	地中埋設物に関わる資料は、後日入札参加者にのみ提供します。	
42	要求水準書	28	第2章 第1節	2	2.5	2)	汚染土壌対策	工事範囲外の「提示資料以外の汚染土壌対策」に関し、添付資料1～16に記載があるもの以外の資料のご提示は無いと理解して宜しいでしょうか。	No. 12に回答のとおりです。	
43	要求水準書	30	第2章 第1節	5	5.1	1)	(5)	設計・施工に係る基本的事項	「組合は、既に承諾をした書類についても、工事工程に大きな影響を及ぼさない範囲でその変更を申し出ることができる。」とありますが、要求水準書及び提案書等の趣旨に反していない場合で追加費用が発生する申し出内容については、費用含め、協議により対応方法を決定頂けると理解して宜しいでしょうか。	要求水準書及び提案書等の趣旨に反していない場合での追加費用については、内容を踏まえ、協議の上、個別具体的に判断することになります。
44	要求水準書	31	第2章 第1節	5.1	2)	(1)	⑧ ⑨	実施設計図書	(1)プラント工事関係 ⑧単線結線図と⑨電気設備主要回路単線系統図は、両方を兼用した1つの図面として提出しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
45	要求水準書	31	第2章 第1節	5	5.2	2)	(1)	現場管理	共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事施工時及びプラント本工事着手時（準備工事を含む）からで宜しいでしょうか。 また、監理技術者の常駐も同様の期間として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、現場代理人及び監理技術者の常駐を要しない期間について設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確に提示するようにしてください。
46	要求水準書	32	第2章 第1節	5	5.2	2)	(4)	監理技術者	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間で交代は認められると理解して宜しいでしょうか。 尚、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められています。	お見込みのとおりです。ただし、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにしてください。
47	要求水準書	32	第2章 第1節	5	5.2	2)	(9)	別途工事との取り合い	「施工上の調整に当たっては、建設請負事業者は全面的に協力する」とありますが、調整結果は別途協議によるものとさせて頂けると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	34	添付資料 15-1				煙突高さ	5.7 通風設備 2)煙突の項目に、第2期焼却施設の煙突の高さに対する記載がありますが誤記と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書P. 121の7.8 煙突の3)に記載のとおり、第2期焼却施設の煙突高（内筒）は59mで、第1期焼却施設と同じ高さとなります。	

49	要求水準書	35	第2章	第1節	5	5.3	4)		地中埋設物	「提示資料以外の地中埋設物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し、適切に処分すること。」とありますが、ご提示資料以外の地中埋設物の存在が確認された場合の処分費用は別途精算させて頂けると理解して宜しいでしょうか。また、工程遅延が懸念される場合はご協議頂けるものと理解して良いでしょうか。	要求水準書P.196の3 地下埋設物撤去工事に記載のとおりです。
50	要求水準書	35	第2章	第1節	5	5.3	5)		建設発生土の処分	「(掘削土砂について)余剰残土が発生する場合、～適切に処分すること」とありますが、提示資料以外の有害物質が含有されていた場合、その搬出及び処分費用については別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	余剰残土に提示資料以外の有害物質が含有されていた場合の搬出及び処分費用の負担については、状況等を踏まえ、協議の上、個別具体的に判断することになります。
51	要求水準書	35	第2章	第1節	5	5.3	4)		地中埋設物	「提示資料以外の地中埋設物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し、適切に処分すること。」とありますが、その処分費用は別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	No.24に回答のとおりです。
52	要求水準書	35	第2章	第1節	5	5.3	5)		建設発生土の処分	「余剰の残土が発生する場合は、あらかじめ組合に処分先を報告の上、建設請負事業者の負担により適切に処分すること。」とありますが、提示資料以外の有害物質が含有されていた場合、その搬出及び処分費用については別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	余剰残土に提示資料以外の有害物質が含有されていた場合の搬出及び処分費用の負担については、状況等を踏まえ、協議の上個別具体的に判断することになります。
53	要求水準書	35	第2章	第1節	5	5.3	1)		負担金	負担金(加入金含む)は建設請負事業者の負担とのことですが、金額については関係諸官庁に直接問合せし、確認することは可能と理解して宜しいでしょうか。	関係諸官庁への問い合わせについては可能ですが、組合は一切の責任を負わないこととします。
54	要求水準書	36	第2章	第1節	5	5.3	7)		工事用車両の進入経路	「工事用車両は、原則として市道4327号線を経由して市道4556号線から事業用地に進入すること。」とありますが、大型トレーラ等で市道4556号線を曲がり切れない場合の他方からの進入については別途協議頂けると理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。詳細は、組合と協議のうえ、決定することとします。
55	要求水準書	36	第2章	第1節	5	5.3	7)		工事用車両の進入経路	「周辺住民及び周辺施設利用者等の通行に支障をきたさないように通行時間帯をずらす等の配慮を行うこと」とありますが、配慮する通行時間帯等がございましたらご提示下さい。また、特殊車両等AM6:00までに事業敷地に入場完了が必要な車両が発生しますが問題ないと理解して宜しいでしょうか。	原則深夜、早朝、通学時間帯としますが、その他組合より指示があった時間帯とします。なお、特殊車両についてはお見込みのとおりです。
56	要求水準書	36	第2章	第1節	5	5.3	8)	(4)	仮設道路	駐車場は、(5)仮設事務所で指定されている敷地と同場所にて利用できるものと理解して宜しいでしょうか。本事業では通勤車両として最大150台程度に加えて、資材・製品の搬入車両(トラ、10tトラック等の大型車両、1日平均5台程度)の待機場所が必要になると想定されます。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	36	第2章	第1節	5	5.3	7) 8)	(2)	資料2施工計画図(参考)	資料2施工計画図(参考)による工事車両のルート及び入口に関して不明確ですが、工事の進捗に依って提案させて頂いて宜しいでしょうか。また「基本設計P86に新計量棟稼働時は建設予定地南側から出入りする」とありますが、同様に工事の進捗に合わせて工事車両の出入り口を提案させて頂いても宜しいでしょうか。	工事車両のルート及び出入口については提案可としますが、搬入車両ならびに周辺の一般道や周辺施設に対して迷惑とならないように配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持ち出すおそれがある時は、場内で泥を落とす等周辺汚損防止対策を講じてください。
58	要求水準書	37	第2章	第1節	5	5.3	9)		測量及び地質調査	測量・地質調査は建設請負事業者の負担とありますが、過去の測量資料をご提示頂けますでしょうか。	入札参加者によりのみ資料を提供します。
59	要求水準書	37	第2章	第1節	5	5.3	8)	(5)	仮設事務所	仮設事務所の会議室は事業者の使用する会議室と兼用としても宜しいでしょうか。	兼用を可とします。
60	要求水準書	37	第2章	第1節	5	5.3	8)	(5)	仮設事務所	「建設請負事業者は、仮設敷地に仮設事務所を設置する。場所は小山聖苑の西側用地の一部を整地して利用すること。」とありますが、無償にてご提供頂けるものと理解して宜しいでしょうか。また、ご提供頂ける敷地面積をご教授下さい。	敷地については無償で提供いたします。提供する敷地面積は、現場事務所等の設置に必要最低限の面積とします。
61	要求水準書	37	第2章	第1節	5	5.3	8)	(5)	仮設事務所	仮設事務所の監理員用の備品にはPC、複合機、固定電話、専用の光回線等は不要と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書	37	第2章	第1節	5	5.3	9)		測量及び地質調査	地質調査資料のご提示を頂いておりますが、西側窪地箇所の地質調査資料があればご提示頂けませんでしょうか。	西側窪地箇所の地質調査資料はありません。
63	要求水準書	39	第2章	第1節	5	5.3	13)		工事に伴う環境調査	「～観測井を調査可能な状態に保全すること。」とありますが、調査可能な状態の条件をご教授下さい。また、観測井戸を移動する必要がある場合の井戸仕様、位置の条件等も合わせてご教授下さい。	観測井戸の仕様に係る図面を入札参加者のみに提供します。位置については、実施設計時に協議の上、最終決定することとします。
64	要求水準書	39	第2章	第1節	5	5.3			区域指定の確認	基本的に工事エリアは区域指定されたものとした工事の計画と考えて宜しいでしょうか。	ごみ焼却場として都市計画決定されています。

65	要求水準書	40	第2章	第1節	6	6.3	1)		施設機能の確保(変更)	「提出済みの提案書については、原則として変更は認めないものとする。」とありますが、但し書きで「組合の指示及び組合との協議等により変更する場合は、この限りではない」との記載があります。行政協議及び指導或いは近隣の要望に基づいたものの変更は出来るものと理解して宜しいでしょうか。または行政協議及び指導或いは近隣の要望により変更が生じる場合は貴組合の指示を仰ぐと理解して宜しいでしょうか。	行政協議及び指導或いは近隣の要望により変更が生じる場合は変更を認めますが、組合へ報告してください。
66	要求水準書	43	第2章	第1節	8	8.4	2)		民間事業者の負担	「なお、試運転期間中の売電収益は建設請負事業者に帰属するものとする。」とありますが、試運転期間中のみ建設請負事業者が送配電事業者と逆潮する電力の買取について契約することが可能と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	要求水準書	47	第2章	第1節	9	表11	4		引渡性能試験の項目と方法 焼却主灰 熱灼減量	熱灼減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しやく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」又は「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わりました。本要領に則り、熱灼減量は湿灰ではなく、乾灰のサンプリング・分析する計画にて対応可能と理解して宜しいでしょうか。	湿灰、乾灰両方をサンプリング・分析することとします。要求水準書を修正します。
68	要求水準書	50	第2章	10	10.1	1)			設計の契約不適合責任	「設計の契約不適合責任期間は、建設工事請負契約に定めるとおりとする。」となりますが、建設工事請負契約書(案)第2条の2において、「相当の期間」と記載されておりますが、具体的には何年間を想定されておりますでしょうか。	建設工事請負契約(案)第58条に定めるとおりとします。
69	要求水準書	51	第2章	第1節	10	10.6			契約不適合責任期間中の点検、整備・修補	「正式引渡し日から、2年間の本施設に係る全ての定期点検(法定点検を除く)、整備・修補工事、各点検、整備・修補工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用は、建設請負事業者の負担とする。」とありますが、本事業はDB0方式であることから運営事業内に上記費用を計上するものと理解して宜しいでしょうか。	正式引渡し後の点検は、運営事業者の負担により実施することとし、契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、建設請負事業者が自らの費用負担により改善及び修補を行うこととします。また、契約不適合責任期間後に、所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合(建設請負事業者又は運営事業者に帰責事由のあるもの。)、これに関する補修に係る費用は、運営事業者の負担としますが、運営事業者は、補修計画に基づく補修費用の支払を除き、組合に対して何ら支払いの請求をすることができないものとします。なお、要求水準書P.51の10.6 契約不適合責任期間中の点検、整備・修補の記載内容は、責任所在が不明瞭であるため削除します。要求水準書を修正します。建設工事請負契約(案)第58条に定めるとおり、正式引渡し日から少なくとも2年間は、建設請負事業者の契約不適合責任期間となるため、運営事業内への費用計上は認めないものとします。
70	要求水準書	57	第2章	第2節	1	1.7	3)		ポンプ類	着脱装置について、床排水ポンプ等浅い位置に設置する水中ポンプは対象外と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとしますが、維持管理上不適切な箇所については実施設計時に協議するものとします。
71	要求水準書	57	第2章	第2節	1	1.7	3)		ポンプ類	「水中ポンプは着脱式とし、ガイドレールを設置するとともに、～」とありますが、着脱部への異物噛み込みトラブルの懸念があり、それを防止するために投げ込み式(予備は倉庫保管)を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとしますが、維持管理上不適切な箇所については実施設計時に協議するものとします。
72	要求水準書	57	第2章	第2節	1	1.8	3)		その他	配管、ダクト下有効4mについて、消防と協議し同意が得られれば外部庇やシャッター高さについても適用すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、関係機関の指導に従うとともに、運営上支障が生じないようにしてください。
73	要求水準書	59	第2章	第2節	2	2.1	6)	(2)	ごみ計量機 特記事項	「また、搬入・搬出量等の主要データは、ビル間通信ユニット等により無線(オンライン)で組合事務室及び中央制御室等に設置する集計用のPCと接続し、～」とありますが、組合事務室への無線機器の配置や一部情報通信配線経路の検討のため、管理棟敷地全体図、管理棟内建屋平面図、屋内配線経路図をご提示頂けませんでしょうか。	入札参加者のみに資料を提供します。
74	要求水準書	60	第2章	第2節	2.2	1)	(4)	④	プラットホーム 特記事項	④に記載があるプラットホーム床の防水仕様は、下部に影響を受ける諸室がある場合に適用し、影響を受ける諸室がない場合は不要と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
75	要求水準書	63	第2章	第2節	2	2.4	3)	(3)	ごみ投入扉 主要材質	SUS304、板厚4.5mm以上となっておりますが、SUS304の板厚に4.5mmは無いため、ダンピングボックスにて記載のある厚さ4.0mm以上と理解して宜しいでしょうか。	ごみ投入扉の主要材質は、SUS304 板厚4.0mm以上とします。要求水準書を修正します。
76	要求水準書	74	第2章	3	3.1	3)	(2)		ごみ投入ホッパー・ シュート	材質 SS400とありますが、要求水準書p40 7.1 使用材料規格にて「なお、海外調達材料及び機器等を使用する場合は～」に記載されている内容を遵守することを条件にSS400相当材の海外調達品としても宜しいでしょうか。	要求水準書P.40 7.1 使用材料規格に記載の原則を遵守し、かつ、事前に組合の承諾を受けた場合に海外調達品の使用を可能とします。
77	要求水準書	77	第2章	第2節	3.2	3)	(6)	②	炉駆動用油圧装置	「消防法の少量危険物タンク基準とする。」とありますが、少量危険物に該当しない場合は、考慮しなくても宜しいでしょうか。	問題ありませんが、安全性を十分に確保するようにしてください。
78	要求水準書	77	第2章	3	3.2	3)	(2)		炉駆動用油圧装置	2炉で1ユニットとし、1ユニットにポンプ3基(常用1基/炉×2炉=2基、共通予備1基)、タンク1基の機器構成として宜しいでしょうか。	提案を可とします。

79	要求水準書	77	第2章	3	3.2	3)	(6)	⑤	炉駆動用油圧装置	「油圧ポンプに停電時駆動のためのポンプを設置する。」とありますが、油圧ポンプを非常用負荷に入れると理解して宜しいでしょうか。	油圧ポンプに停電時駆動のためのポンプの設置は不要とします。要求水準書を修正します。様式第9号1.1施設概要説明書 6) 緊急時対応に対する説明書に「停電時の炉緊急停止及び停電時の炉立上げ」(未燃ごみの取扱いを含む)の説明を記載してください。
80	要求水準書	78	第2章	3	3.3	1)	(3)	⑤	焼却炉	材質 SS400とありますが、要求水準書p40 7.1 使用材料規格にて「なお、海外調達材料及び機器等を使用する場合は～」に記載されている内容を遵守することを条件にSS400相当材の海外調達品としても宜しいでしょうか。	No. 76に回答のとおりです。
81	要求水準書	79	第2章	3	3.3	2)	(3)	①	落じんホッパ・シュート	材質 SS400とありますが、要求水準書p40 7.1 使用材料規格にて「なお、海外調達材料及び機器等を使用する場合は～」に記載されている内容を遵守することを条件にSS400相当材の海外調達品としても宜しいでしょうか。	No. 76に回答のとおりです。
82	要求水準書	93	第2章	第2節	4.8	2)	(5)	④	ブロータンク	「工場棟内の不要蒸気ドレンは、独立の配管でブロータンクまで集める。」とありますが、「独立」とは「各炉」と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書	95	第2章	第2節	4	4.10	3)	(6)	設計空気入口温度	低圧蒸気復水器の設計空気入口温度が38.9℃とありますが、35℃(夏季を想定した気温として他の焼却施設でも多く採用されている設計値。小山市の2010～2020年の8月の日最高気温の月平均値の最大値は34.3℃)としても宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
84	要求水準書	96	第2章	第2節	4	4.10	5)	(3)	低圧蒸気復水器	当該箇所に容量に関する記載がありますが、全量タービンバイパス時の蒸気量(2炉高質ごみ定格処理時のボイラ発生蒸気的全量から、脱気器加熱蒸気等、運転上必要不可欠なプロセス蒸気を差し引いた蒸気量)と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	要求水準書	120	第2章	第2節	7	7.7			煙道	「煙道は、燃焼ガス冷却設備から煙突までの主煙道とし、～」とありますが、燃焼ガス冷却設備内のボイラとエコマイザを接続するダクトは高温であり低温腐食の懸念はないため、煙道には含まれないと理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。要求水準書を修正します。
86	要求水準書	128	第2章	第2節	8	8.8	2)		飛灰貯留タンク	「加湿飛灰ピットと合わせて計画最大飛灰排出量の7日分以上を確保できるものとする。」とありますが、灰ピットは基準ごみ時の7日分以上のご指定です。従い、飛灰貯留タンク容量は、灰ピットと同様に加湿飛灰ピットと合わせて基準ごみ時の7日分以上を確保するものとして提案して宜しいでしょうか。	提案を可としますが、加湿飛灰ピット容量は効率的な搬出が可能な容量を確保してください。
87	要求水準書	134	第2章	第2節	9	9.1			所要水量	当該ページに記載の用水量の表において、「雨水」の項目がありますが、天候により補給水量は異なり一定の量を見込むことが困難であるため、提案値の記載は無しとしても宜しいでしょうか。	提案値の記載は無しで可としますが、雨水の積極利用による上水使用量の低減に努める計画としてください。
88	要求水準書	138	第2章	第2節	10				排水処理設備	「なお、雨水排水は、一部プラント等雑用水として利用する以外は河川放流とする。」とありますが、要求水準書p134には「プラント用水は原則として井水を使用する。」と記載があります。雨水の再利用先は植栽の散水等、生活用水の系統と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
89	要求水準書	143	第2章	第2節	10	10.4			雨水排水	雨水排水に関し、一部は植栽散水利用する計画ですが、水洗便所での利用は事業者提案としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
90	要求水準書	145	第2章	第2節	11	11.1	3)	(4)	放送設備の設置	「建屋内には、情報を速やかに伝達するために放送設備や電話設備を設ける。」とありますが、これらは要求水準書p192 第2章 第3節土木建築工事仕様 2土木建築工事 2.4建築電気設備工事 3)その他工事 (2)電話設備及び(3)拡声放送設備として配備するものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	要求水準書	146	第2章	第2節	11	11.1	3)	(7)	電気盤構造	「鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等に係る仕様は以下による。」とありますが、操作盤・警報盤については、本施設と同様の焼却処理施設に多数納入実績があり、軽量でありながら堅牢で施工性に富む、アルミダイカスト製の採用を検討しても宜しいでしょうか。 また、「①前面枠及び扉は、SS400を基本とし、～」とありますが、SS400は剛性を必要とする機械や構造部品に用いられる材料のため、盤類としてはSPCC、SPHCなど板金用材料として広く一般に用いられる鋼板も候補として提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
92	要求水準書	146	第2章	第2節	11.2	2)	(3)	②	タップ切替	タップ切替について「負荷時タップ切替付(自動及び手動)」とありますが、建設時の電力事業者との協議及び試運転期間を通じて受電電圧の変動を確認し、適正なタップを選択して引き渡すことにより運営期間中、変圧器の負荷時にタップ切替操作は不要と思われるので、「無負荷時タップ切替」方式を提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
93	要求水準書	162	第2章	第2節	12	12.3	3)	(1)	カメラ設置場所	第2期焼却施設 F「ボイラドラム液面計 ケース水冷」とありますが、このカメラを設置する炉室環境は、液面計伝送器など他の計装品も通常仕様で正常に動作する環境であり、炉内カメラのようにガラス越しに熱線を直接受ける環境ではありません。そのため、本施設と同様の焼却施設で十分実績のある別方式のケースの提案も可能と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。要求水準書を修正します。
94	要求水準書	162	第2章	第2節	12.3	3)	(1)		カメラ設置場所	その他「N:委託・許可用計量機、O:直接搬入用計量機、P:直搬車両進入道路、Q:新直搬ヤード」に設置するカメラは、第2期焼却施設に設置するITV制御装置の機能調整完了後から監視可能になると理解して宜しいでしょうか。	組合事務室からの監視については全て完成後で良いですが、車両ナンバーの読み取り、防犯カメラなどは計量棟で確認できるように計画してください。

95	要求水準書	171	第2章 第3節	14	14.2			井戸新設工事	添付資料5は第1期工事前の現況を示していると思われる。第1期工事竣工後の井戸整備状況をご教授下さい。	入札参加者にのみ資料を提供します。
96	要求水準書	171	第2章 第2節	14	14.1	1)		ごみ計量機	新直搬ヤードに設置するごみ計量機の付属設備として料金自動精算機が記載されていますが、計量機とは少し離れた位置で料金自動精算機を設置する提案も可能と理解して宜しいでしょうか。新直搬ヤードの計量機上で精算を行うと利用者が料金支払い中は次の車両が計量できず、渋滞発生の要因になると考えられます。	渋滞緩和となることを説明した資料を提出し、組合が渋滞緩和効果があると認めた場合は提案を可とします。ただし、料金を支払わずに退場されてしまうリスクもあることから、その点について対策を講じてください。
97	要求水準書	172	第2章 第3節	1	1.1	1)			「特記なき土壌汚染及び地下埋設物工事については本工事の対象外とする。」とありますが、添付資料1～16に記載があるもの以外で事業者が撤去すべき地下埋設物や土壌汚染は無いものと理解して宜しいでしょうか。	No. 41及びNo. 42に回答のとおりです。
98	要求水準書	173	第2章 第3節	1	1.2	1)	(8)	浸水対策	当該浸水対策は工場棟に適用されるもので、付属棟（計量棟、直搬ヤード、見学用トイレ、他）には適用しないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	要求水準書	173	第2章 第3節	1	1.2	1)	(7)	液状化	「事業用地は、地下水位が高く、液状化のおそれがあることから～」とありますが、添付資料3-(1)地質調査結果p45において、FL<1.0の層はあるものの、PL=0.03で、「液状化の危険性は低い」となっています。他の調査資料で液状化について記載されているものがあれば、ご提示頂けますでしょうか。また、外構等において液状化対策は必要かご教授下さい。	液状化については、栃木県地震被害想定調査（平成25年度）をご参照願います。外構等においては、必要に応じて液状化対策を講じてください。
100	要求水準書	176	第2章 2.1	1)	(2)	②	(b)	炉室の窓	換気設備及びトップライト等により良好な作業環境とすること条件に、炉室の窓は任意設置とさせて頂けますでしょうか。	提案を可としますが、見学ルートへ組み込む場合は、見学者用ののぞき窓は設置してください。
101	要求水準書	178	第2章 第3節	2	2.1	2)	(1)	耐震性	「③本施設の耐震性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」…（中略）…構造体の耐震安全性の分類はⅡ類（重要度係数1.25）」とありますが、基礎の二次設計（保有水平耐力検討）は必要でしょうか。必要な場合、上部架構と同じく重要度係数1.25の確保が必要と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書 P.178 2) (2)に記載のとおりとします。
102	要求水準書	180	第2章 2.1	2)	(4)	⑥	(f)	建具	「(f)1 階部分の開口部は、耐浸水深 3m 以上を確保した建具を使用する。」とありますが、これは工場棟に適用されるもので、付属棟（計量棟、直搬ヤード、見学用トイレ、他）には適用されないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	要求水準書	180	第2章 2.1	2)	(4)	⑥	(d)	建具	窓にブラインドを設ける記載がありますが該当箇所は見学エリア、事務エリア、居室と考え、プラットホームや炉室、機械室、トップライト等は不要と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書	181	第2章 第3節	2	2.1	3)		仕上計画	「建築外部、内部の標準仕上は、資料 7 建築仕上表（参考）を参考にして選定する。」に関し、資料 7 建築仕上表（参考）に例えばごみピットの床壁に耐食塗装の記載がございます。内部仕上げは事業者の実績等に基づき変更提案可能と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は実施設計時に協議するものとします。
105	要求水準書	182	第2章 2.1	4)	(1)	⑥	(c)	共通仕様	「工場棟内部仕上げとしてコンクリート部分は、必要に応じエマルジョンペイント仕上げ～」とありますが、資料7 建築仕上表（参考）と齟齬があります。資料7 建築仕上表（参考）を正として宜しいでしょうか。	コンクリート部分は、必要に応じ耐蝕・防塵塗装仕上げとします。要求水準書を修正します。
106	要求水準書	183	第2章 2	2.1	4)	(3)	②(a)	見学者ルート	見学ルートは「ごみピット、焼却炉室等を見学した後、第1期焼却施設3階から渡り廊下を通過して第2期焼却施設へ移動する。」とありますが、「見学者エリアは第1期焼却施設見学エリアと一体的に利用する。」とあることから、両施設を見学するものであれば、事業者提案によって見学する順番を変更しても宜しいでしょうか。	事業者提案を可とします。
107	要求水準書	183	第2章 2.1	4)	(3)	②		見学者ルート	授乳室の設置は不要と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書で規定はしませんが、提案は可能です。
108	要求水準書	184	第2章 第3節	2	2.1	5)	(3)	直搬ヤード	現直搬ヤードにはシャッターがありませんが、新直搬ヤードもシャッター不要と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書	184	第2章 2.1	4)	(3)	②	(o)	発電機室 見学者窓	少量危険物に関する消防行政指導により見学者窓が設置できない状況となった場合、ITV及び大型モニターにて代用としても宜しいでしょうか。	行政指導があった場合、代用を可としますが、発電機は本施設の重要機器であり、見学者が分かりやすい映像が映せるようにしてください。詳細は実施設計時の協議とします。
110	要求水準書	187	第2章 第3節	2.2	2)	(5)	②	フェンス	要求水準書p187に、事業地周辺に高さ1.5m程度の意匠に配慮したフェンス（カラーアルミ又はステンレス）とあります。現在は高さ1.5m程度の縦格子フェンスと高さ1.8m程度のメッシュフェンスとが混在しています。1期焼却施設東側に設置されている縦格子フェンスで統一する事で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

111	要求水準書	188	第2章 第3節	2	2.3	1)	(1)	空気調和条件	「外気条件は近年の小山市の日最高温度及び日最低温度とし、～」とありますが、日最高温度は最新版の営繕建築設備設計基準（宇都宮）を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。	
112	要求水準書	189	第2章 第3節	2.3	4)	(2)	④	衛生器具	多目的トイレの警報表示について記載されている「その他必要な室」の判断は任意と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
113	要求水準書	190	第2章 第3節	2	2.3	6)		給湯設備	「熱源は余熱利用または電気式とする。」とあります。p113 6.3熱及び温水供給設備 1)場内余熱供給設備（給湯用温水設備）の項目がありますが、給湯の方式選択については提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。	
114	要求水準書	191	第2章 第3節	2	2.4	2)	(3)	高天井器具	「～高天井付器具については、保守点検、交換等を容易に行えるように配慮する。」とありますが、高天井照明を一時的に降下させて、メンテナンスを行える従来の保守器具は現在照明メーカー各社で取り扱っておりません。状況に応じ高所作業車の使用、プラントステージより作業足場を組めるよう、考慮して計画することで宜しいでしょうか。	提案を可とします。	
115	要求水準書	192	第2章	2	2.4	3)	(2)	③	ファクシミリ	ファクシミリの単体機はそれほど流通していないため、インクジェットプリンターとファクシミリが一体となった複合機としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
116	要求水準書	192	第2章	2	2.4	3)	(3)	④	拡声放送設備	AM、FMアンテナは室内アンテナで計画しますが、提案として宜しいでしょうか。	提案を可とします。ただし、非常時の情報収集等に問題がないものとしてください。
117	要求水準書	192	第2章	2	2.4	3)	(3)	④	拡声放送設備	機能の欄にPHS設備とありますが、誤記と考えて宜しいでしょうか。	構内の通信手段として問題がなければ、PHS設備以外の提案も可とします。要求水準書を修正します。
118	要求水準書	193	第2章	2	2.4	3)	(5)	①	アンテナ	アンテナという項目がありますが、CATVによる対応も可能と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。ただし、非常時の情報収集等に問題がないものとします。
119	要求水準書	193	第2章	2	2.4	3)	(8)	避雷設備	建築基準法的に1期棟と2期棟が1棟扱いとなれば、2期棟も1期棟同様のJIS規格を用いて計画することとなります。仮に1期棟が旧JISで計画されている場合は2期棟も同様に旧JISで計画して宜しいでしょうか。また、1期棟が旧JISで計画されており、2期棟は要求水準書通り新JISで計画する場合は、1期棟も新JISにやり替えることとなります。1期棟を新JISにやり替えることは、コストを含め大変難しいものと考えております。やり替え工事には、既存躯体の斫り工事が発生し、構造的な影響、運営への影響が予想されます。	建築基準法上、同一棟と見做される場合は、旧JISでの計画も可とします。要求水準書を修正します。ただし、小山市建築指導課と協議の上、決定してください。	
120	要求水準書	193	第2章	2	2.4	3)	(9)	防犯警備設備	防犯上の空配管の記載がありますが、2期棟地上部出入り口に赤外線センサー用（別途）の空配管を設け、2期棟中央制御室に警備関連の制御機器が設置されると想定しますが宜しいでしょうか。	運営事業者が行う警備防犯に必要な防犯警備設備を設けてください。要求水準書を修正します。	
121	要求水準書	194	第2章 第3節	3				用地造成工事	「詳細は、資料16 第2期エネルギー回収推進施設造成基本設計（設計計算書）による。」に関し、部分的に実施設計で変更が生じる可能性がございますが、変更内容やその費用については協議可能と理解して宜しいでしょうか。	変更については問題ありませんが、費用については、入札金額に含まれるものとします。	
122	要求水準書	194 195	第2章	3 4	4.1			用途造成 第1期焼却施設改 造工事	「建設中であっても、既存施設の運転に支障のないよう対策を講じること。」とあります。第1期焼却施設のプラットホームとの接続工事に関し、第1期施設は稼働したまま（居ながら工事）の工事となる場合、工事に必要な第1期施設のプラットホーム範囲に部分的な仮囲いを設置することは可能と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。第1期焼却施設へのごみの搬入車両がスムーズに通行可能なよう計画してください。	
123	要求水準書	196	第2章 第4節	1				管理棟解体撤去工事	管理棟周辺解体における浄化槽に関して、各種汚水槽内の清掃は完了していると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
124	要求水準書	196	第2章 第4節	3				地下埋設物撤去工事	「第2期焼却施設の整備範囲となる粗大ごみ処理施設の跡地及びその周辺にある基礎杭は全て撤去する」とありますが、撤去する必要のある既存杭の位置、仕様わかる資料をご提示頂けますでしょうか。	No. 22に回答のとおりです。	
125	要求水準書	196	第2章 第4節	1				管理棟解体撤去工事	管理棟周辺解体における浄化槽に関して、各種汚水槽内の清掃は完了していると理解して宜しいでしょうか。	No. 123に回答のとおりです。	
126	要求水準書	196	第2章 第4節	3				地下埋設物	図面及び提示資料以外の地中埋設物（地中障害）に関しては別途協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	No. 49に回答のとおりです。	

127	要求水準書	196	第2章	第4節	1				管理棟解体撤去工事	既存管理棟の仕上表及び設計図一式をご提示頂けますでしょうか。	入札参加者にのみ資料を提供します。
128	要求水準書	196	第2章	第4節	1				既存管理棟 石綿建材事前調査	既存管理棟の解体工事において外部石綿含有調査に関しての記載がありませんが、調査済と理解して宜しいでしょうか。	管理棟の解体工事における石綿事前調査は、組合で実施中であるため、後日入札参加者にのみ資料を提供します。
129	要求水準書	196	第2章	第4節	1				既存管理棟 石綿建材事前調査	既存管理棟の解体工事において内部・外部の石綿含有調査結果の資料をご提示頂けますでしょうか。	No. 128に回答のとおりです。
130	要求水準書	196	第2章	第4節	1				既存管理棟石綿含有建材除去工事	既存管理棟の石綿含有調査結果を頂けない場合、公表資料以外で明らかになっていない事項が発生した場合は別途精算頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	No. 128に回答のとおりです。
131	要求水準書	196	第2章	第4節	3				既存埋設物調査	既存埋設物調査の詳細資料をご提示頂けますでしょうか。	No. 41に回答のとおりです。
132	要求水準書	196	第2章	第4節	3				既存埋設物調査	既存埋設物に付随する石綿含有調査費については、埋設物の詳細資料が頂けない場合は別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	No. 41に回答のとおりです。
133	要求水準書	196	第2章	第4節	3				既存埋設物調査	既存埋設物に付随する石綿含有に関しては、含有数量の算出が出来ないため、別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	No. 132に回答のとおりです。
134	要求水準書	196	第2章	第4節	3				地下埋設物撤去	160tごみ処理施設に関する一切の工事は除外工事という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	要求水準書	196	第3章	第4節	2				太陽光発電装置撤去工事	1期建物南側に太陽光発電設備がありますが、2期工事により撤去とありますが処分も含むのでしょうか。または移設になるのでしょうか。ご教授下さい。	既設の太陽光発電装置は撤去し、処分まで本事業に含めることとします。要求水準書を修正します。
136	要求水準書	196	第3章	第4節	2				太陽光発電装置撤去工事	基礎、杭等の資料をご提示頂けますでしょうか。	基礎、杭等に係る資料はありません。
137	要求水準書	197	第3章	第1節	1	1.12			その他これらに付帯関連する業務	160 t 焼却施設の運営は貴組合で別途実施するとありますが、第2期焼却施設完成時に解体せず残す可能性を示唆されたものでしょうか。160 t 焼却施設を残すかどうかで、既存配線、配管等の切り直し計画に変更が生じます。解体する場合は160t焼却施設の解体開始時期、終了時期をご教授下さい。	160 t 焼却施設の解体は第2期焼却施設稼働開始後ですが、開始時期、終了時期は未定です。
138	要求水準書	203	第3章	第2節	3	3.2	8) 9)		有資格者の配置	必要な資格者の中に安全管理者、衛生管理者がありますが、法律上問題がなければ安全衛生推進者と読み替えても宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
139	要求水準書	204	第3章	2	2.3				料金徴収業務	入札説明書p22 「1 業務の委託等」に「民間事業者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」とあるように、ごみ処理手数料の徴収業務についても構成員又は協力企業へ再委託することは可能と理解して宜しいでしょうか。	入札説明書 6章1のとおりです。
140	要求水準書	205	第3章	2	2.6	2)			車両の仕様	「運営事業者は、重機類・車両等の選定に当たって、可能な限り環境配慮型を選定すること。」とありますが、環境配慮型とは電動車のことと理解して宜しいでしょうか。	電動車に限らず、省エネルギー化や環境負荷の低減、環境保全に貢献する重機類・車両等とします。
141	要求水準書	208	第3章	第4節	9	9.2			資源物の選別	現状、混合搬入されているパッカー車の曜日別の搬入台数をご提示頂けますでしょうか。また、曜日別の作業人数をご教授下さい。	入札参加者にのみ資料を提供します。
142	要求水準書	208	第3章	第4節	10	10.3			新直搬ヤードにおける積込・搬出作業	現状、現直搬ヤードから搬出されている、曜日別の午前搬出・午後搬出の燃やすごみ及び可燃性粗大ごみのごみ量をご提示頂けますでしょうか。(4tダンプ●●台)	入札参加者にのみ資料を提供します。
143	要求水準書	208	第3章	10	10.2				新直搬ヤードにおける搬入管理	直搬ヤードに搬入される曜日別の搬入台数をご提示頂けますでしょうか。	入札参加者にのみ資料を提供します。

144	要求水準書	208	第3章	9	9.2				新直搬ヤードにおける搬入管理	「なお、①～④はパッカー車で混合搬入され、～」とありますが、今後分別搬入される計画はありますでしょうか。	令和4年6月時点において、分別搬入の計画はありません。
145	要求水準書	208	第3章	10					新直搬ヤードにおける搬入管理	新直搬ヤードの利用可能面積に対して、一般住民による持ち込みの車両が多いことが想定され、繁忙期には渋滞が懸念されます。今後、料金徴収の対象車両が増える等の制度変更により、追加の渋滞対策・費用が生じた場合には別途協議頂けると理解して宜しいでしょうか。	料金徴収の対象車両が増える等の制度変更に伴う追加の渋滞対策への費用については、状況を踏まえ、協議の上、個別具体的に判断することになります。
146	要求水準書	218							表19 要監視基準と停止基準	「焼却主灰及び飛灰処理物の測定項目は、灰引取業者の受入基準に応じて追加すること。」とありますが、灰引取業者の受入基準をご教授下さい。	一般的には「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」別表第1の溶出基準、熱しやく減量、ダイオキシン類濃度が主です。ただし、現状は受入自治体によって「放射性物質濃度」の分析結果を要求されます。放射性物質濃度の分析頻度は月1回となります。
147	要求水準書	224	第3章	第13節	1	1.7			本事業で整備した施設以外の施設の補修・更新	貴組合が行う補修・更新の内容について具体的にご教授下さい。 本事業の施設以外（現資源物ヤード、160t焼却施設の跡地に整備する新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所）に対しては、事業者による巡視点検のみとし管理費用が発生しないと理解して宜しいでしょうか。 仮に巡視点検程度の業務内容の場合にもどのような項目を実施するかご教授下さい。	組合が行う本事業で整備した施設以外の施設の補修・更新以外の運営管理の内容については、要求水準書に記載のとおりとし、本事業の運営費に含めてください。
148	要求水準書	その他							見学者案内の考え方について	現在、第1期焼却施設の見学は遂行されておりますでしょうか。 また、先行予定の雨水調整池工事・新ごみ軽量棟・新直搬ヤード期間中の見学者の案内は遂行されますでしょうか。第2期工事の際は第1期の見学者通路が撤去・盛土する事になりますので、見学者案内の考え方をご教授下さい。	令和4年6月現在、第1期焼却施設の見学は遂行中ですが、令和6年4月から本工事完了までは中止いたします。
149	要求水準書	基本設計 P7			5)				既存埋設廃棄物調査	既存埋設廃棄物は無いものと理解して宜しいでしょうか。また、既存埋設廃棄物が発生した場合は別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	No. 41及びNo. 49に回答のとおりです。
150	要求水準書	添付資料11	第1章	1	1.2				土壌汚染対策	土壌汚染の措置に関しては現在資料にある汚染土は地下水に影響のある深さのため除去とありますが、新たに調査する範囲において汚染土が発生した場合、地下水に影響しない時には封かんによる措置でも宜しいでしょうか。	調査時に土壌汚染が確認された場合は、小山環境管理事務所と協議の上、区域指定の申請や必要な措置を決定するものとします。
151	要求水準書	添付資料11	第1章	図	1.3.2				観測井戸	既存観測井戸の座標による位置・径・深さの資料をご提示頂けますでしょうか。	No. 63に回答のとおりです。
152	要求水準書	添付資料11	第1章	図	1.3.2				観測井戸	今回の都市計画範囲の変更に伴い、資料提供頂いた現在の4ヶ所以外に新たに観測井戸を追加設置する必要はありますでしょうか。	都市計画決定に伴う観測井戸の追加設置は不要ですが、土壌汚染調査に基づき新たな汚染土が確認された場合は、地下水調査の実施が必要となり、新たな観測井戸の設置が求められる可能性があります。また、要求水準書P.39の13)に記載のとおり、工事の実施に伴い既存の観測井における調査の実施が不可となる場合は、あらかじめ井戸を新設してください。
153	要求水準書	添付資料11	第1章	図	1.3.2				観測井戸	水質調査及び水流調査の資料をご提供頂けますでしょうか。	観測井戸は汚染物質の調査以外には使用していませんので、調査結果はありません。
154	要求水準書	添付資料11	第1章	図	1.3.4				目標地下水濃度	土壌溶出基準不適合に対する汚染土除去等の措置完了について、「暴露経路の遮断により対象地内での地下水適合基準を求めず目標地下水濃度を設定した」とありますが、計算シートによる計算上目標地下水濃度を超える恐れが無ければ完了と理解して宜しいでしょうか。	土壌汚染対策時は、目標地下水濃度を地下水基準と同値にしていますので、新たに対策が必要となる場合はそれに倣ってください。
155	要求水準書	添付資料11	第1章	図	1.3.4				目標地下水濃度	土壌溶出基準不適合に対する汚染土除去等の措置完了について、「降雨浸透がない土地（被覆されている土地）は認められない」とありますが、最終的にアスファルト舗装をする部位や新規建屋の下部等を示すと理解して宜しいでしょうか。	土壌汚染対策時の検討資料となりますので、新たに対策が必要な場合は、小山環境管理事務所と協議の上、措置の内容を決定してください。
156	要求水準書	添付資料11	第1章	図	1.3.4				目標地下水濃度	上記の場合、降雨浸透がない土地に溶出基準を超える汚染土が有った場合の措置の完了条件をご教授下さい。	No. 155に回答のとおりです。
157	要求水準書	添付資料15-1	第2章	図	2-5				汚染土調査	H25年及びH30年の汚染土調査に関して今回の都市計画範囲に含まれますが、今回の計画範囲として全体的に形質変更届が必要となりますが、H30年の調査範囲は既に汚染土の含有範囲は区域指定されている事から全体的に汚染土調査のやり直しとは成らず、未調査部分のみ調査を行えば良いと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、届出後から現時点までの土地利用状況を整理し、届出書に添付する必要があります。
158	要求水準書	添付資料15-1	第2章	図	2-5				汚染土調査	H25年の調査範囲に関して、H28年の法改正により環境基準が変わっております。新基準による再度調査が必要となるかご教授下さい。	届出後から現時点までの土地利用状況において、当該特定有害物質による土壌汚染のおそれがないことを説明できれば不要と考えます。
159	要求水準書	添付資料15-1	第2章	図	2-5				汚染土調査	汚染土の調査及び措置内容に関して、行政との協議は終わっていると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

160	要求水準書	添付資料15-1	第2章	図	2-5				汚染土調査	行政協議の議事及び資料があればご提供頂けますでしょうか。	指定区域台帳等を確認願います。
161	要求水準書	添付資料16-1/1		1	1.1				基本方針	開発許可基準に準じて、第2期焼却施設及びその附帯設備の整備とありますが、開発許可基準は、栃木県開発許可事務の手引（令和4年4月）及び小山市開発行為の許可基準等の基準に準ずると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	要求水準書	添付資料16-3/27		2	2.2	④			設計条件	「④雨水調整池の容量は、敷地全体の雨水を対象として貯留量と放流量を設定している。」とありますが、③では「敷地の思川側の湿地部分は、現時点では雨水調整池の対象範囲とはしない。」とあり、③と④とでは齟齬があると思われます。どちらを採用したら宜しいでしょうか。	思川側の湿地部分の現況地盤高は雨水調整池の土堰堤より低いため、容量計算の対象外となりますが、今後盛土することによって容量計算の対象となった場合を考慮し、本設計では敷地全体と小山聖苑の一部の雨水を雨水調整池の対象としています。なお、設計・施工において雨水調整池の対象流域を設定し、貯留量と放流量を計算してください。
163	要求水準書	添付資料16-4/37		図	2-2-3				流域図	区画番号㊸の流域面積A=440.2m ² と記載されていますが、再計測では実面積A=1400m ² とあります。どちらを採用したら宜しいでしょうか。	1,440m ² を正としてください。なお、設計・施工において施設配置や土地利用等を踏まえて、区画ごとの流域面積を設定してください。
164	要求水準書	添付資料16-4/39		図	2-2-5				雨水集排水施設平面図（幹線）	幹線3、4、6は、最終段階で整備される路線なので、第一段階では、最終段階で舗装に影響が生じないL=5.0m程度を幹線に接続し、管口は暫定養生（土のう等で閉鎖）とした計画で宜しいでしょうか。	事業者提案を可としますが、雨水集排水に支障の無い計画としてください。
165	要求水準書	添付資料16-5/43		図	2-2-9				雨水集排水施設構造図（2）	遠心力鉄筋コンクリート管の管基礎は砂基礎で計画されていますが、HP管の支持力等が不足する事が懸念されます。コンクリート基礎等に変更する必要はありませんでしょうか。	遠心力鉄筋コンクリート管の敷設は、現況地盤付近で軟弱な地盤ではないため砂基礎としています。設計条件を踏まえ、設計・施工内容を検討願います。
166	要求水準書	添付資料16-5/45, 46		図	2-2-11 2-2-12				組立マンホール標準図(1)(2)	マンホール標準図にはインバートコンクリートの記載がありますが、雨水マンホールには泥溜を設けることが多いですが、インバートの設置は必要でしょうか。	行政指導でマンホールは「下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に準じることとされており、同指針の標準図はインバートが設置されています。雨水排水に必要な機能を踏まえ、行政確認の上、設計・施工内容を検討願います。
167	要求水準書	添付資料16-5/50		2	2.3	4)			調整池必要容量	必要容量は、敷地全体容量V=2776m ³ を確保されていれば宜しいでしょうか。	必要容量は緑地率を15%とし、流出係数を設定のうえ、計算を行っています。設計・施工において、施設配置や土地利用等を踏まえて再度必要容量の計算を行ってください。
168	要求水準書	添付資料16-5/50		2	2.3	4)			調整池必要容量	敷地全体容量V=2776m ³ は県を含めた行政協議により決定した容量と理解して宜しいでしょうか。今後詳細な行政協議により容量が変更になった場合、別途精算頂けると理解して宜しいでしょうか。	敷地全体容量は諸条件設定のうえ、計算によるもので、行政協議により決定したものではありません。なお、行政協議時の指示事項として、本事業において放流箇所が2箇所（現放流箇所と雨水調整池）となるため、2箇所の合計許容放流量が現在の許容放流量を超えないように厳守してください。
169	要求水準書	添付資料16-5/61		図	2-3-6				防災調整池構造図(2)	放流柵を現場打鉄筋コンクリートではなく、同等品の組立式角型マンホールを使用することは可能と理解して宜しいでしょうか。	必要な機能を満たせば、事業者提案を可とします。
170	要求水準書	添付資料16-5/65		3	3.1	2)	(1)		設計条件	車道の舗装範囲は全て交通量区分N5（250台以上1000台未満）と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	要求水準書	添付資料16-7/80		図	5-1				誘導施設平面図	道路構造令ではW=7.0m以上の構内道路に車道中央線と車道外側線を路面標示として計画します。車道中央線や車道外側線の路面標示がない部分の対応についてご教授下さい。	関係法令を満足するように、設計・施工をお願いします。
172	要求水準書	添付資料16-7/81		図	5-1				誘導施設構造図	構造図に記載がある番号入り標識及びクッションドラムの使用箇所についてご教授下さい。	使用箇所については、実施設計時の協議とします。
173	要求水準書	添付資料16-7/82		6					撤去設計	撤去平面図（図6-1）に舗装、ガードレール、フェンス撤去等のみが記載されていますが、場内には、その他、排水施設等が現況平面図から確認できます。排水施設等の不要埋設物はいかがいたしますか。	図示していない地中埋設物についても、撤去対象とします。
174	要求水準書	添付資料16-7/82		6					撤去設計	事業区域外の外周公道に新たに設ける出入口箇所は公道に影響が生じると想定されます。その際、影響が生じる範囲で公道舗装の撤去及び復旧等が生じる場合があります。その場合の基準となる舗装構成、道路側溝構造等についてご教授下さい。	設計・施工において公道舗装の復旧等が生じる場合は、「道路構造令」や「小山市市道の構造の技術的基準を定める条例」等に準じてください。
175	要求水準書	添付資料3-3							地質調査結果	『中央清掃センター粗大ごみ処理施設建設工事 地質調査報告書（平成6年実施）』に示されている柱状図1～3において、添付資料より深い部分のデータがある場合、それらの資料もご提示頂けますでしょうか。	データはありません。
176	様式集								様式第9-8号	焼却灰の溶出基準を記載する欄が設けられていますが、要求水準書には飛灰処理物のみ溶出基準が設定されています。従い、当該欄は「-」を明記することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

177	様式集							様式第9-14号	4)組合の売電収入 ①売電に係る単価等について、「買取価格(固定買取価格分)」が17円となっておりますが、FIP制度が施行されてからの単価は現時点では想定できないため、提案書類提出時点においては17円とすると理解して宜しいでしょうか。 また、余剰電力量に対する買取単価は参考扱いであり、事業者に対してペナルティは無いと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	様式集							様式第9-14号	「※使用単価は2022(令和4)年9月(季節変動のあるものは2021(令和3)年10月~2022(令和4)年9月平均)の実績値を基本とする」とあります。貴組合と事業者の認識の齟齬が無いよう、また評価の基準を揃えるためにも、各項目に対し具体的なデータをご提示頂けますでしょうか。 一方で、事業者側がそれぞれ任意の数値を記入する場合、その単価は参考扱いであり事業者に対してペナルティは無いと理解して宜しいでしょうか。	使用単価は根拠を添付(追加説明書可)のうえ設定ください。入札説明書P.34に記載のとおり、売電収入に対してはペナルティは設定していません。
179	様式集							様式第9-17号	焼却灰の溶出基準について記載する欄が設けられていますが、要求水準書には飛灰処理物のみ溶出基準が設定されています。従い、当該欄は「-」を明記することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	様式集							様式第10-2号	注記1つ目が空欄となっておりますが、別途ご指示はありますでしょうか。	「※一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする(表示設定を千円単位としているので、入力は一円単位で入力すること(1000と入力すると1と表示される設定となっている。))」の記載となります。
181	様式集							様式第10-3号	注釈5つ目について、「運営変動費は、様式第10号-6号の変動費単価(提案)～」とありますが、様式第10-7号の誤記と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	様式集	24						様式第11号[2/2]	「受付名称」欄には参加資格審査結果通知書に記載されている入札参加者番号を記載し、「グループ名欄」については正本は代表企業名を記載し、副本は空欄にすると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	様式集							様式第11-7-2号	16行目、年間売電収入欄に計算式が記載されておりますが、様式第9-14号と整合をとるために、計算式を修正しても宜しいでしょうか。 なお、バイオマス比率については、計算式中の54%を使用するものとします。	問題ありません。
184	基本協定書(案)	1	第3条					特別目的会社の設立	特別目的会社は「取締役会設置会社かつ監査役設置会社」とすることとありますが、一方で入札説明書p19 3.2契約手続等 2)特別目的会社の設立(4)において、「監査役及び会計監査人」の設置を求めています。 会計監査人設置会社にすると、監査コストが毎年かかり事業費が増加するため、基本協定書(案)を正とし、会計監査人については不要と理解して宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
185	基本協定書(案)	1	第3条	第1項				決算期	特別目的会社の決算期を構成員(代表企業)の決算期と合わせて12月末日とすることも可能と理解して宜しいでしょうか。	原案のとおり3月末日とします。
186	基本契約書(案)	2	第6条	第2項	(6)			決算期	特別目的会社の決算期を構成員(代表企業)の決算期と合わせて12月末日とすることも可能と理解して宜しいでしょうか。	原案のとおり3月末日とします。
187	建設請負契約書(案)	11	第20条	5項				条件変更等	「不可抗力事由」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	新型コロナウイルス等の感染症の影響により、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても当該損害又は費用の発生を避けることができなかつたと認められる場合は「不可抗力」によるものと考えます。ただし、通常必要と認められる予防方法を尽くしたかどうかについて、その都度最新の国等が示す指針等の内容を考慮して個別具体的に判断します。
188	建設請負契約書(案)	11	第21条	3項				設計図書の変更	「不可抗力事由」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
189	建設請負契約書(案)	12	第22条	1項	3項			工事の中止	「不可抗力」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
190	建設請負契約書(案)	12	第23条	1項				受注者の請求による工期の延長	「その他受注者の責めに帰すことができない事由」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
191	建設請負契約書(案)	12	第23条	2項				受注者の請求による工期の延長	「不可抗力事由」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。

192	建設請負契約書 (案)	14	第32 条	1項					不可抗力による損 害	「不可抗力」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
193	建設請負契約書 (案)	24	第55 条	1項					解除に伴う措置	「この契約が工事の完成前に解除された場合」とは第48条から第54条その他本契約が工事の完成前に解除又は解約された場合をいうと理解して宜しいでしょうか。	51条及び54条は解除の根拠規定となりません。第55条第1項の『この契約が工事の完成前に解除された場合』とは、48条から第50条の3、第52条、第53条により工事の完成前に解除された場合を指します。
194	運営委託契約書 (案)	2	第2章 第3条	1					運営業務の範囲	これから整備される新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所に関して運営業務範囲となっております。一方でこの二つの施設（新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所）の補修・更新等は、貴組合所掌となっております。また、「～詳細は要求水準書による。」とありますが、二つの施設の仕様の詳細が不明です。事業者にて行う業務範囲を具体的にご教授下さい。事業者が行う巡視点検のみとし、管理費用は発生しない内容と理解して宜しいでしょうか。	No.18及びNo.147の回答のとおりです。。
195	運営委託契約書 (案)	2	第2章 第3条	1					運営業務の範囲	これから整備される新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所に関して運営業務範囲となっております。また、「～詳細は要求水準書による。」とありますが、二つの施設の仕様の詳細が不明です。昨今、温暖化等の影響により屋外作業においても熱中症対策が重要になります。この二つの施設においては、熱中症対策が整備された施設であると理解して宜しいでしょうか。	新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所の仕様は令和4年6月時点で未確定ですが、運営業務の内容については要求水準書に定めています。今後施設詳細を具体化していくなかで熱中症対策についても検討することとします。
196	運営委託契約書 (案)	11	第 30条1 項	1項					異常事態に伴う費用負担及び運営費の減額	「不可抗力」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
197	運営委託契約書 (案)	11	第30 条	4項					異常事態に伴う費用負担及び運営費の減額	「不可抗力」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
198	運営委託契約書 (案)	12	第31 条	3項					臨機の措置に伴う費用負担	「不可抗力」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
199	運営委託契約書 (案)	18	第50 条						不可抗力	「不可抗力」には新型コロナウイルス等の感染症により生じた事由も含まれ得ると理解して宜しいでしょうか。	No.187の回答のとおりです。
200	運営委託契約書 (案)	21	第55 条	1項					運営期間終了時の明渡し条件	「受託者は、運営期間終了時において、委託者が運営期間終了後10年間、要求水準書等の水準で運営施設の運営業務を継続することに支障のない状態で、～」とありますが、運営期間終了後以降も適切な維持管理（点検、補修、更新等）を委託者が行うものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	運営委託契約書 (案)	21, 22	第55 条	6項					運営期間終了時の明渡し条件	本条本項は、本契約において運営期間終了日の翌日から起算して1年の間に委託者が要求水準書の水準で運営施設の運営業務を行うに当たって支障が生じた場合に、受託者の負担により当該施設の改修等必要な対応を行う、ということを決めたものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。